

各都市道府県介護保険担当課（室）
各市町村介護保険担当課（室）
各介護保険関係団体御中
← 厚生労働省老健局振興課・老人保健課

介護保険最新情報

今回の内容

「ADL維持等加算に関する事務処理手順及び様式例について」の公布について

計12枚（本紙を除く）

Vol.648

平成30年4月9日

厚生労働省老健局振興課・老人保健課

貴関係諸団体に速やかに送信いただきますよう
よろしくお願ひいたします。

連絡先 TEL：03-5253-1111（内線3987、3965）
FAX：03-3595-4010

各都道府県介護保険主管部（局）長 殿

厚生労働省老健局振興課長
(公印省略)
老人保健課長
(公印省略)

ADL維持等加算に関する事務処理手順及び様式例について

通所介護及び地域密着型通所介護（以下「通所介護等サービス」という。）におけるADL維持等加算の算定については、「指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準」（平成12年厚生省告示第19号）、「指定地域密着型サービスに要する費用の額の算定に関する基準」（平成18年厚生労働省告示第126号）、「厚生労働大臣が定める利用者等」（平成24年厚生労働省告示第95号）、「厚生労働大臣が定める基準」（平成24年厚生労働省告示第96号）、「指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準」（平成18年厚生労働省告示第95号）、「厚生労働大臣が定める基準」（平成24年厚生労働省告示第36号通知）及び「指定地域密着型サービスに要する費用の額の算定に関する基準及び指定地域密着型介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準」（平成18年3月31日付老計登第0331005号・老振発第0331018号通知）によるほか、各都道府県（指定都市及び中核市を含む。以下「都道府県等」という。）、各市町村（特別区を含む。以下「市町村等」という。）及び各都道府県の国民健康保険団体連合会（以下「国保連合会」という。）におけるADL維持等加算の算定の可否に係る事務処理手順及び様式例は、この通知のとおりとするため、御了知の上、管下市町村等、関係団体、関係機関にその周知をお願いする。

記

- た値が0以上であること。
- ① ADL維持等加算は、一定の要件を満たす通所介護等サービスを提供する事業所（以下「通所介護等事業所」という。）において、評価対象期間（加算を算定しようとする年度の初日の属する年の前年の1月から12月までの期間（基準に適合しているものとして届け出た年においては、届出日の属する月から同年12月までの期間。）内に当該通所介護等サービスを利用した者のADLの維持又は改善の度合いが一定の水準を超える等の要件を満たした場合に、当該評価対象期間の翌年の4月から始まる年度における通所介護等サービスの提供につき加算を行うものである。
- ADL維持等加算の算定期間に於いては、上記の告示及び通知を参考すべきものであるが、評価対象期間において当該加算を算定しようとする通所介護等事業所が満たすべき要件（「厚生労働大臣が定める基準」（平成27年厚生労働省告示第95号。以下「大臣基準告示」という。）第16号の2イ参照。以下「加算の要件」という。）は以下の通りである。
- (1) 利用者（当該指定通所介護事業所又は当該指定地域密着型通所介護事業所を連続して6月以上利用し、かつ、その利用期間（(2)において「評価対象利用期間」という。）において、5時間以上のお通所介護費の算定期回数が5時間未満の通所介護費の算定期回数を上回る者に限る。以下同じ。）の総数が20人以上であること。
 - (2) 利用者の総数のうち、評価対象利用期間の初月（複数の評価対象利用期間の初月が存在する場合は、複数の評価対象利用期間の初月のうち最も早い月とする。以下「評価対象利用開始月」という。）において、要介護状態区分が要介護3、要介護4及び要介護5である者の占める割合が100分の15以上であること。
 - (3) 利用者の総数のうち、評価対象利用開始月において、初回の介護保険法（平成9年法律第123号）第27条第1項の要介護認定又は介護保険法第32条第1項の要支援認定があつた月から起算して12月以内である者の占める割合が100分の15以下であること。
 - (4) 利用者の総数のうち、評価対象利用開始月と、当該月から起算して6月目ににおいて、機能訓練指導員がADLを評価し、その評価に基づく値（以下「ADL値」という。）を測定し、測定した日が属する月ごとに厚生労働省に当該測定が提出されている者（(5)において「提出者」という。）の占める割合が100分の90以上であること。
 - (5) 評価対象利用開始月から起算して6月目の月に測定したADL値から評価対象利用開始月に測定したADL値を控除して得た値（以下「ADL利得」という。）が多い順に、提出者の総数の上位100分の85に相当する数（その数に1未満の端数が生じたときは、これを切り上げるものとする。）の利用者について、次の①から③までに掲げる利用者の区分に応じ、当該①から③までに定める値を合計して得た値が0以上であること。
- ② ADL利得が0未満の利用者 0
- ③ ADL利得が0の利用者 マイナス1
- ※ 平成30年度については、平成29年1月から12月までの評価対象期間について、次のイからハまでを満たしている場合に算定できることとする。
- イ 大臣基準告示第16号の2イ（1）から（3）までの基準を満たすことを示す書類を保存していること。
- ロ 同号イ（4）の基準（厚生労働大臣への提出を除く。）を満たすことを示す書類を保存していること。
- ハ 同号イ（5）中「提出者」を「ADL値が記録されている者」とした場合に、同号イ（5）の基準を満たすことを示す書類を保存していること。
- （「指定居宅サービスに関する基準（訪問通所サービス、居宅療養管理指導及び福祉用具貸与に係る部分）及び指定居宅介護支援に関する費用の額の算定期に係る基準事項について」（平成12年3月1日付老企発第36号通知）及び「指定地域密着型介護予防サービスに要する費用の額の算定期に係る基準（訪問通所サービスに要する費用の額の算定期に係る基準事項について」（平成18年3月31日付老計発第0331005号・老振登第0331005号・老老発第0331018号通知）参照。）
- 2 ADL維持等加算の対象事業所の決定に係る事務処理の流れ
- ADL維持等加算の対象事業所の決定について、平成30年度は「ADL維持等加算の対象事業所の決定に係る事務フロー（平成30年度に算定期する場合）」（別紙1）に基づき、平成31年度以降は「ADL維持等加算の対象事業所の決定に係る事務フロー（平成31年度以降に算定期する場合）」（別紙2）に基づき、「ADL維持等加算の事務スケジュール（別紙3）」で示すスケジュールで決定することとし、当該決定に係る事務処理については、通所介護等事業所に関する介護給付費算定期に係る体制等に関する通知（※1）で定める「介護給付費算定期に係る介護給付費算定期に係る体制等状況一覧表（※2）」の「ADL維持等加算」及び「ADL維持等加算（申出）の有無」と別紙19「ADL維持等加算に係る届出書」の届出を基に、指定権者（都道府県等又は市町村等）及び各都道府県の国保連合会において行うこととする。
- ※1 「指定居宅サービスに要する費用の額の算定期に係る基準、指定居宅介護支援に要する費用の額の算定期に係る基準、指定施設サービス等に要する費用の額の算定期に係る基準、指定介護予防サービスに要する費用の額の算定期に係る基準、指定介護予防支援に要する費用の額の算定期に係る基準に応じて行うこととする。
- ※2 「指定居宅サービスに要する費用の額の算定期に係る基準、指定施設サービス等に要する費用の額の算定期に係る基準、指定介護予防サービスに要する費用の額の算定期に係る基準に応じて行うこととする。

スに要する費用の額の算定に関する基準及び指定地域密着型介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う介護給付費算定に係る体制等に関する届出等における留意点について」(平成12年3月8日老企第41号 厚生省老人保健福祉局企画課長通知)
※2 別紙1「介護給付費算定に係る体制等状況一覧表（居宅サービス・施設サービス・居宅介護支援）」又は別紙1-3「介護給付費算定に係る体制等状況一覧表（地域密着型サービス・地域密着型介護予防サービス）」

4 平成31年度以降のADL維持等加算の算定に係る事務の流れ

- (1) 事業所による届出について
算定の要件を満たす通所介護等事業所が、平成31年度以降にADL維持等加算の算定を希望する場合は、当該加算を算定しようとする年度の初日の属する年の前年の12月15日までに、「介護給付費算定に係る体制等状況一覧表」の「ADL維持等加算（申出）の届出（届出を行った翌年度以降に再度算定を希望する場合にあっては、「ADL維持等加算（申出）の有無」の届出は不要であり、届出を行った翌年度以降に算定を希望しなくなった場合には、「ADL維持等加算（申出）の有無」を「なし」として届出することが必要となる。）を行うとともに、当該加算を算定しようとする年度の初日の属する年の3月15日までに、「介護給付費算定に係る体制等状況一覧表」の「ADL維持等加算（申出）並びに「ADL維持等加算に係る届出書」の1から4まで及び5(3)から5(5)までの届出を行いう必要がある。

(2) 指定権者が行う事務処理について

- ① 事業所からの申出の受理、国保連合会に対する送付
指定権者は、当該加算を算定しようとする年度の初日の属する年の前年の12月15日までに、通所介護等事業所から受理した「介護給付費算定に係る体制等状況一覧表」の「ADL維持等加算（申出）の有無」の内容を確認するとともに、都道府県は当該届出を届出月の事業所異動連絡票情報として国保連合会へ送付する。

② 事業所の算定の可否の決定及び事業所等に対する決定通知

- 都道府県は、国保連合会から送付された「ADL維持等加算算定要件適合事業所一覧表」(別紙4)及び「ADL維持等加算算定要件不適合一覧表」(別紙5)のうち、指定都市又は中核市が指定する事業所分について、それぞれの市へ送付しなければならない。

指定権者は、(別紙4)において当該加算の要件の(1)及び(2)を満たす事業所について、当該加算を算定しようとする年度の初日の属する年の3月15日までに、当該事業所から受理した「介護給付費算定に係る体制等状況一覧表」の「ADL維持等加算」の内容を確認するとともに、当該事業所から受理した「ADL維持等加算に係る届出書」において、当該事業所が加算の要件(1)から(5)までを全て満たすかを確認した上で、ADL維持等加算の対象事業所を決定することとする。
また、指定権者は、当該加算の算定の可否を当該事業所(都道府県が事業所に通知する場合には、当該事業所の所在する市町村等にも通知することとする)に通知するとともに、都道府県は各事業所の当該加算の算定の可否を届出月の事業所異動連絡票情報として国保連合会へ送付する。

③ 居宅介護支援事業所、住民等に対する周知

指定権者は、ADL維持等加算の対象事業所情報を公表し、居宅介護支援事業所、住民等に周知することにより、4月からの利用者の事業所の選択、居宅介護支援事業所における給付管理業務、ケアプラン作成等に支障の生ずることがないように対応されたい。
(3) 国保連合会が行う事務処理について
国保連合会は、都道府県から、「介護給付費算定に係る体制等状況一覧表」の「ADL維持等加算」を届出月の事業所異動連絡票情報として受理することにより、各事業所における当該加算を算定しようとする年度の当該加算の算定の可否を確認することとする。

- ③ 居宅介護支援事業所、住民等に対する周知
指定権者は、ADL維持等加算の対象事業所情報を公表し、居宅介護支援事業所、住民等における給付管理業務、ケアプラン作成等に支障の生ずることがないように対応されたい。

(3) 国保連合会が行う事務処理について

国保連合会は、都道府県から、「介護給付費算定に係る体制等状況一覧表」の「ADL維持等加算」を届出月の事業所異動連絡票情報として受理することにより、各事業所における当該加算を算定しようとするとする年度の当該加算の算定の可否について確認することとする。
また、国保連合会は、各事業所の当該加算を算定しようとするとする年度の初日の属する年の前年のADL維持等加算の申出については、都道府県から、「介護給付費算定に係る体制等状況一覧表」の「ADL維持等加算（申出）の有無」を、当該加算を算定しようとするとする年度の初日の属する年の一月処理分の事業所異動連絡票情報として受理した上で、以下①～③の手順に従って算定要件適合の確認に関する事務処理を行うこととする。

① 評価対象受給者の抽出

国保連合会は、受給者台帳及び管轄区域内全ての通所介護等事業所（評価対象期間の1月～12月の間でサービス提供がない事業所は除く。以下同じ。）の給付実績（当該全ての通所介護等事業所から国保連合会に對し請求した現物給付分に限る。）より、評価対象期間のうち、全ての通所介護等事業所のうち一つの事業所を連続して6月以上利用し、かつ、その利用期間（以下「評価対象利用期間」という。）において、5時間以上の通所介護費の算定回数が5時間未満の通所介護費の算定回数を上回る者を抽出することとする。

② 評価基準値の算出等

ADL維持等加算の対象事業所は、次の(i)及び(ii)の算定式に適合している必要があります、国保連合会は、全ての通所介護等事業所について、事業所番号・通所介護等サービスの種類ごとに(i)及び(ii)を用いて評価基準値を算出する。
なお、評価対象受給者について、事業所の所在地が他都道府県であるものは、当該事業所の所在する都道府県の国保連合会と当該評価対象受給者が所在する都道府県の国保連合会が当該情報の交換を行った上で、評価基準値を算出すること。

(ii) 重度者の割合

$$\frac{\text{重度者数 (B)}}{\text{評価対象受給者数 (A)}} \geq 0.15$$

B : ②の評価対象受給者のうち、評価対象利用期間の初月（複数の評価対象利用期間の初月が存在する場合は、複数の評価対象利用期間の初月のうち最も早い月とする。以下「評価対象利用開始月」という。）において、要介護状態区分が要介護3、要介護4及び要介護5である者の数

(3) 算定期要件適合一覧表等の送付

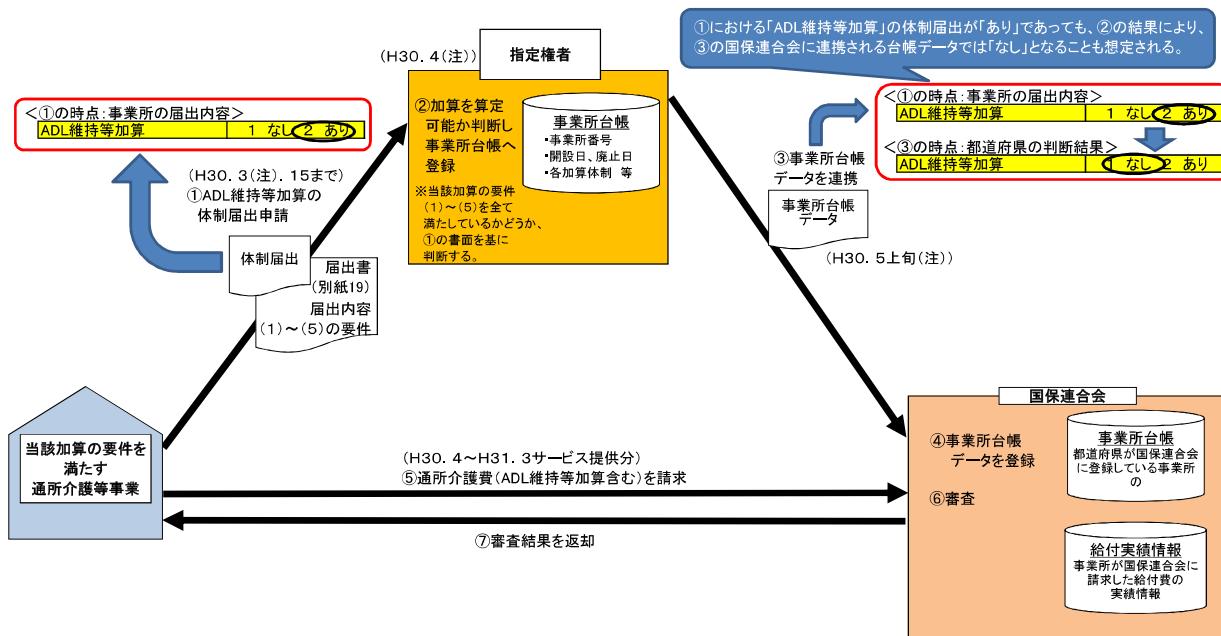
国保連合会は、②において算出した評価基準値に基づき、次のとおり資料を作成し、各年2月下旬に各都道府県、各市町村宛に送付する。

- (i) ②の全てを満たす場合は、「ADL維持等加算算定期要件適合事業所一覧表」（別紙4）を作成する。
- (ii) ②のいずれか1以上を満たさない場合は、「ADL維持等加算算定期要件不適合事業所一覧表」（別紙5）を作成する。

- (i) 評価対象受給者の数
評価対象受給者数 (A) ≥ 20
A : ②の評価対象受給者の数

別紙1

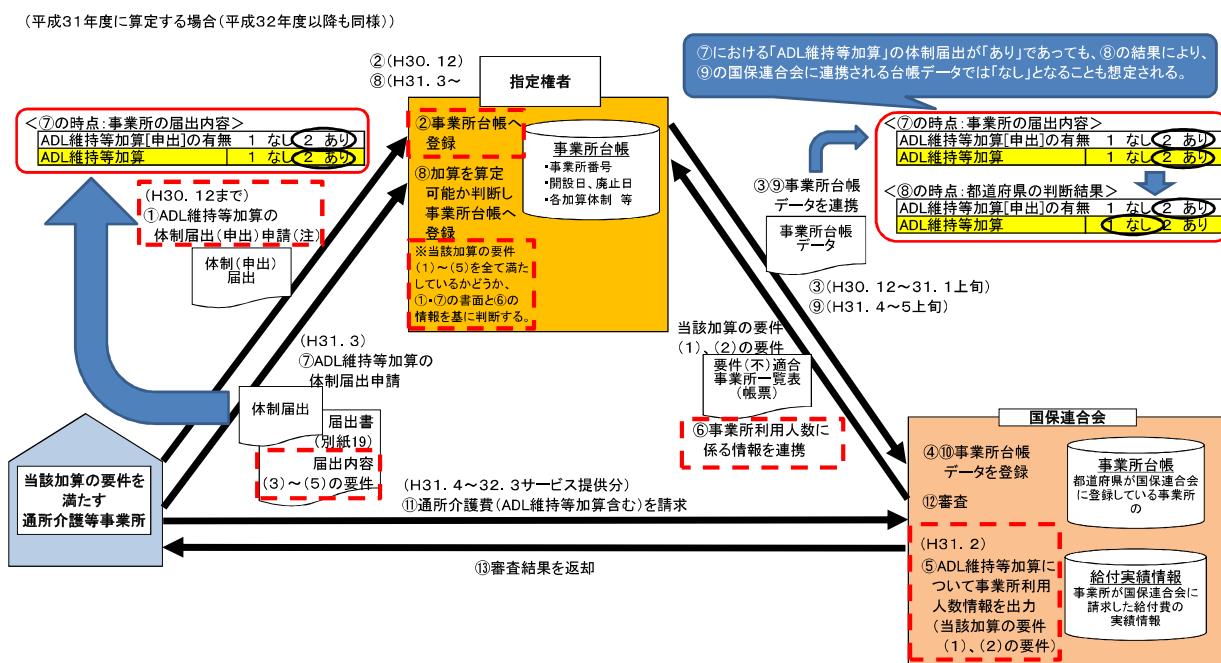
ADL維持等加算の対象事業所の決定に関する事務フロー(平成30年度に算定する場合)



注 年度途中に算定の届出が発生した場合は、各事業所が算定しようとする月の前月(平成31年2月まで)

別紙2

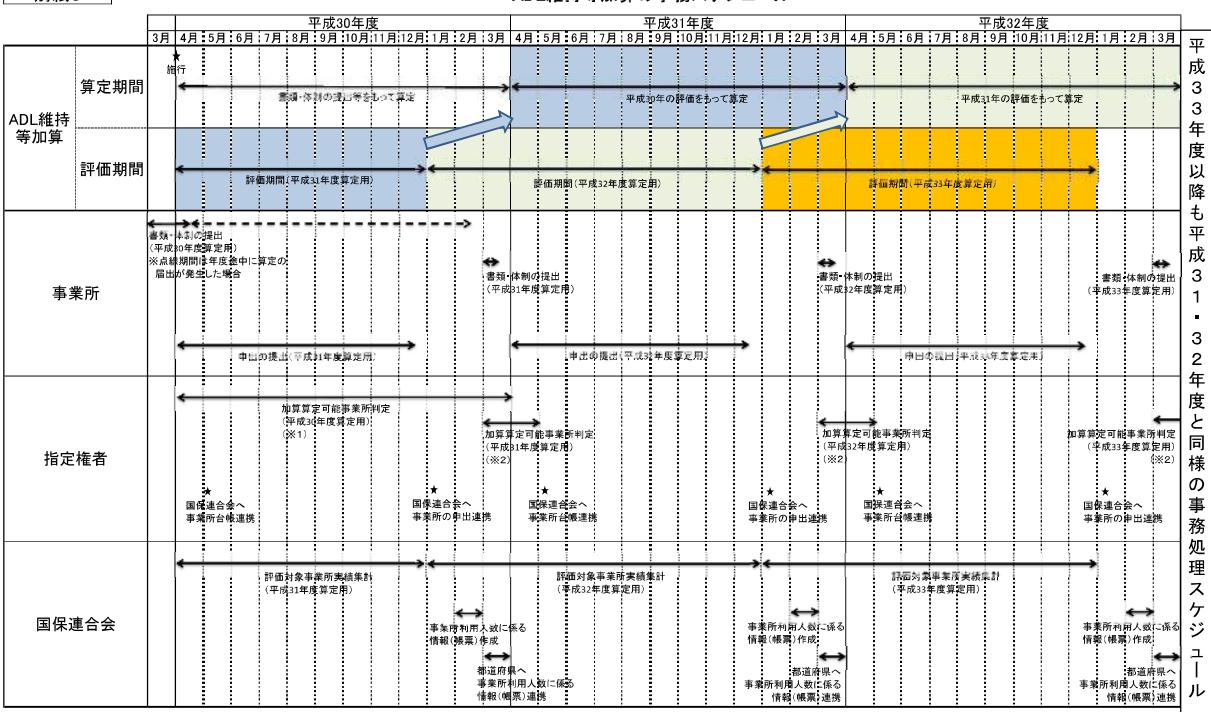
ADL維持等加算の対象事業所の決定に関する事務フロー(平成31年度以降に算定する場合)



□: 平成31年度以降新たに取り扱う事務

注 届出を行った翌年度以降に再度算定を希望する場合にその旨の届出は不要であり、届出を行った翌年度以降に算定を希望しなくなった場合にはその旨の届出が必要となる。

別紙3



※1 事業所が届け出た算定期要件(1)～(5)を記載した書類上休制届出(ADL維持等加算があり)により判断

※2 事業所が届け出た算定期要件(1)～(5)を記載した書類と国保連合会が提供した(1)、(2)の事業所利用人数に係る情報(帳票)により判断

- 3 -

別紙4

ADL維持等加算算定期要件適合事業所一覧表

以下に示す事業所について、平成〇年度のADL維持等加算算定期要件(※)に適合しましたので、お知らせします。

平成〇年〇月〇日

〇頁

〇〇県国民健康保険団体連合会

都道府県(保険者)番号	99
都道府県(保険者)	〇〇〇〇県

事業所番号	サービス事業所名	サービス種類名	A DL維持等加算(申出)の有無	評価対象者数(X)	重度者総数(Y)	重度者割合(Y/X)[%]
9999999991	〇〇事業所	通所介護	あり	32	32	100
9999999992	〇〇事業所	通所介護	なし	75	69	92
...
...
...

※ 算定期要件=①評価対象者数が20人以上、②重度者割合(Y/X)が15%以上 の全てを満たしていること

- ・都道府県(保険者)番号…加算届出先の都道府県(保険者)番号
- ・都道府県(保険者)名…加算届出先の都道府県(保険者)名
- ・事業所番号…サービス提供事業所の指定介護(地域密着型)サービス事業所番号
- ・サービス事業所名…サービス提供事業所の名称
- ・サービス種類名…「通所介護」又は「地域密着型通所介護」
- ・ADL維持等加算(申出)の有無…「ADL維持等加算(申出)の有無」が「2.あり」の場合のみ「あり」と印字する
- ・評価対象者数(X)…評価対象期間(注1)に連続して6ヶ月以上利用した期間(注2)(評価対象利用期間)のある要介護者(注3)の数
注1：加算を算定期の属する年の前年の1月から12月までの期間。
注2：複数ある場合には最初の月が最も早いもの。
注3：評価対象利用期間中、5時間以上の通所介護費の算定期回数が5時間未満の通所介護費の算定期回数を上回るものに限る。
- ・重度者総数(Y)…評価対象者数(X)のうち、評価対象利用期間の最初の月(評価対象利用開始月)において、要介護度が3、4及び5である者の数
- ・重度者割合(Y/X)[%]…重度者総数(Y)÷評価対象者数(X)×100(小数点以下切り上げ)

- 4 -

ADL維持等加算算定期不適合事業所一覧表

以下に示す事業所について、平成〇年度のADL維持等加算算定期の要件（※）に適合しませんでしたので、お知らせします。

平成〇年〇月〇日

〇頁

〇〇県国民健康保険団体連合会

都道府県（保険者）番号	99
都道府県（保険者）	〇〇〇〇県

事業所番号	サービス事業所名	サービス種類名	ADL維持等加算（申出）の有無	評価対象者数(X)	重度者総数(Y)	重度者割合(Y/X) [%]
9999999991	〇〇事業所	通所介護	あり	32	32	100
9999999992	〇〇事業所	通所介護		75	69	92

※ 算定期の要件=①評価対象者数が20人以上、②重度者割合(Y/X)が15%以上 の全てを満たしていること

- ・都道府県（保険者）番号…加算届出先の都道府県（保険者）番号
- ・都道府県（保険者）名…加算届出先の都道府県（保険者）名
- ・事業所番号…サービス提供事業所の指定介護（地域密着型）サービス事業所番号
- ・サービス事業所名…サービス提供事業所の名称
- ・サービス種類名…「通所介護」又は「地域密着型通所介護」
- ・ADL維持等加算（申出）の有無…「ADL維持等加算（申出）の有無」が「2:あり」と印字する
- ・評価対象者数(X)…評価対象期間（注1）に連続して6月以上利用した期間（注2）（評価対象利用期間）のある要介護者（注3）の数
- 注1：加算を算定期の年度の初日の属する年の前年の1月から12月までの期間。
- 注2：被要介護の場合は最初の月が最も早いもの。
- 注3：評価対象利用期間中、5時間以上の通所介護費の算定期回数が5時間未満の通所介護費の算定期回数を上回るものに限る。
- ・重度者総数(Y)…評価対象者数(X)のうち、評価対象利用期間の最初の月（評価対象利用開始月）において、要介護度が3、4及び5である者の数
- ・重度者割合(Y/X)[%]…重度者総数(Y)÷評価対象者数(X)×100（小数点以下切り上げ）

(別表1)

摘要欄記載事項

サービス種類 (算定項目)	サービス内容 (算定項目)	摘要記載事項	備考
サテライト事業所からのサービス提供（訪問介護、訪問看護、訪問リハビリテーション、通所介護、介護予防訪問看護、介護予防訪問リハビリテーション、定期巡回・随時対応型訪問介護看護、夜間対応型訪問介護、地域密着型通所介護、認知症対応型通所介護、小規模多機能型居宅介護、看護小規模多機能型居宅介護、介護予防認知症対応型通所介護、介護予防小規模多機能型居宅介護、訪問型サービス（みなし）、訪問型サービス（独自）、訪問型サービス（独自／定率）、訪問型サービス（独自／定額）、通所型サービス（みなし）、通所型サービス（独自）、通所型サービス（独自／定率）、通所型サービス（独自／定額）、その他の生活支援サービス（配食／定率）、その他の生活支援サービス（配食／定額）、その他の生活支援サービス（見守り／定率）、その他の生活支援サービス（見守り／定額）、その他の生活支援サービス（その他／定率）、その他の生活支援サービス（その他／定額））	「サテライト」の略称として英字2文字を記載すること。 例 ST		
ADL値の提出（通所介護、地域密着型通所介護）		指定居宅サービス基準第16条の2イ(4)によって求められるADL値の提出は、評価対象期間において連続して6月利用した期間（複数ある場合には最初の月が最も早いもの。）の最初の月と、当該最初の月から起算して6月目に、事業所の機能訓練指導員がBarthel Indexを測定した結果をそれぞれの月のサービス本体報酬の介護給付費明細書の摘要欄に記載することによって行う（「ADL維持等加算（Ⅱ）を算定する場合」の当該加算の摘要欄に記載する形で提出する場合を除く。）。 例1 75 例2 ST/75 (当該事業所がサテライト事業所である場合)	
訪問介護	身体介護4時間以上の場合	計画上の所要時間を分単位で記載すること。 単位を省略する。 例 260	身体介護4時間以上については、1回あたりの点数の根拠を所要時間にて示すこと。

居宅療養管理指導、介護予防居宅療養管理指導		<p>算定回数に応じて訪問日等を記載すること（訪問日等が複数あるときは「、（半角カンマ）」で区切る）。</p> <p>薬剤師による居宅療養管理指導において、サポート薬局による訪問指導を行った場合、訪問日等の前に「サ」と記載すること。</p> <p>単位を省略する。 例 6,20 (訪問指導を6日と20日に行った場合) 例 サ6,サ20 (サポート薬局による訪問指導を6日と20日に行った場合)</p>	
通所介護、地域密着型通所介護	ADL維持等加算(Ⅱ)を算定する場合	<p>指定居宅サービス基準第16条の2口(2)におけるADL値の提出は、算定日が属する月に事業所の機能訓練指導員がBarthel Indexを測定した結果を、ADL維持等加算(Ⅱ)の介護給付費明細書の給付費明細欄の摘要欄に記載することによって行う。</p> <p>なお、当該提出は、当該提出の月の属する年の1月から12月までが評価対象期間となる際に指定居宅サービス基準第16条の2イ(4)によって求められるADL値の提出を兼ねるものとする。</p> <p>例 75</p>	
介護福祉施設サービス、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護、介護保健施設サービス	特層マネジメント加算を算定する場合	<p>以下の項目について、連続した1ヶ月の数値を入力すること。 (自分で行っている場合は0、自分で行っていない場合は1、対象外の場合は2)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・入浴 ・食事摂取 ・更衣（上衣） ・更衣（下衣） ・寝返り ・座位の保持 ・座位での乗り移り ・立位の保持 <p>(なしの場合は0、ありの場合は1、対象外の場合は2)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・尿失禁 ・便失禁 ・バルーンカテーテルの使用 <p>(いいえの場合は0、はいの場合は1)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・過去3ヶ月以内に褥瘡の既往があるか <p>例 入浴を自分で行っていない、更衣（下衣）を自分で行っていない、立位の保持を自分で行っていない、尿失禁あり、過去3ヶ月以内に褥瘡の既往がない場合（その他は自分で行っている、もしくはなし） 100100011000</p>	

A D L 維持等加算に係る届出書（（地域密着型）通所介護事業所）

1 事業所名			
2 異動区分	1 新規 2 変更 3 終了		
3 施設種別	1 通所介護事業所	2 地域密着型通所介護事業所	
4 届出項目	1 A D L 維持等加算		

5 届出内容					
(1) 評価対象者数	①	評価対象期間（注1）に連続して6ヶ月以上利用した期間（注2）（評価対象利用期間）のある要介護者（注3）の数	人	→ 20人以上	該当 非該当
(2) 重度者の割合	②	①のうち、評価対象利用期間の最初の月（評価対象利用開始月）において、要介護度が3、4または5である者の数	人		
	③	①に占める②の割合	%	→ 15%以上	該当 非該当
(3) 直近12ヶ月以内に認定を受けた者の割合	④	①のうち、評価対象利用開始月の時点での初回の要介護・要支援認定があった月から起算して12ヶ月以内である者の数	人		
	⑤	①に占める④の割合	%	→ 15%以下	該当 非該当
(4) 評価報告者の割合	⑥	①のうち、評価対象利用開始月と当該月から起算して6ヶ月目に、事業所の機能訓練指導員がBarthel Indexを測定し、その結果を報告している者の数	人		
	⑦	①に占める⑥の割合	%	→ 90%以上	該当 非該当
(5) ADL利得の状況	⑧	⑥の要件を満たす者のうちADL利得（注4）が上位85%（注5）の者について、各々のADL利得が0より大きければ1、0より小さければ-1、0ならば0として合計したもの		→ 0以上	該当 非該当

注1：加算を算定する年度の初日の属する年の前年の1月から12月までの期間。

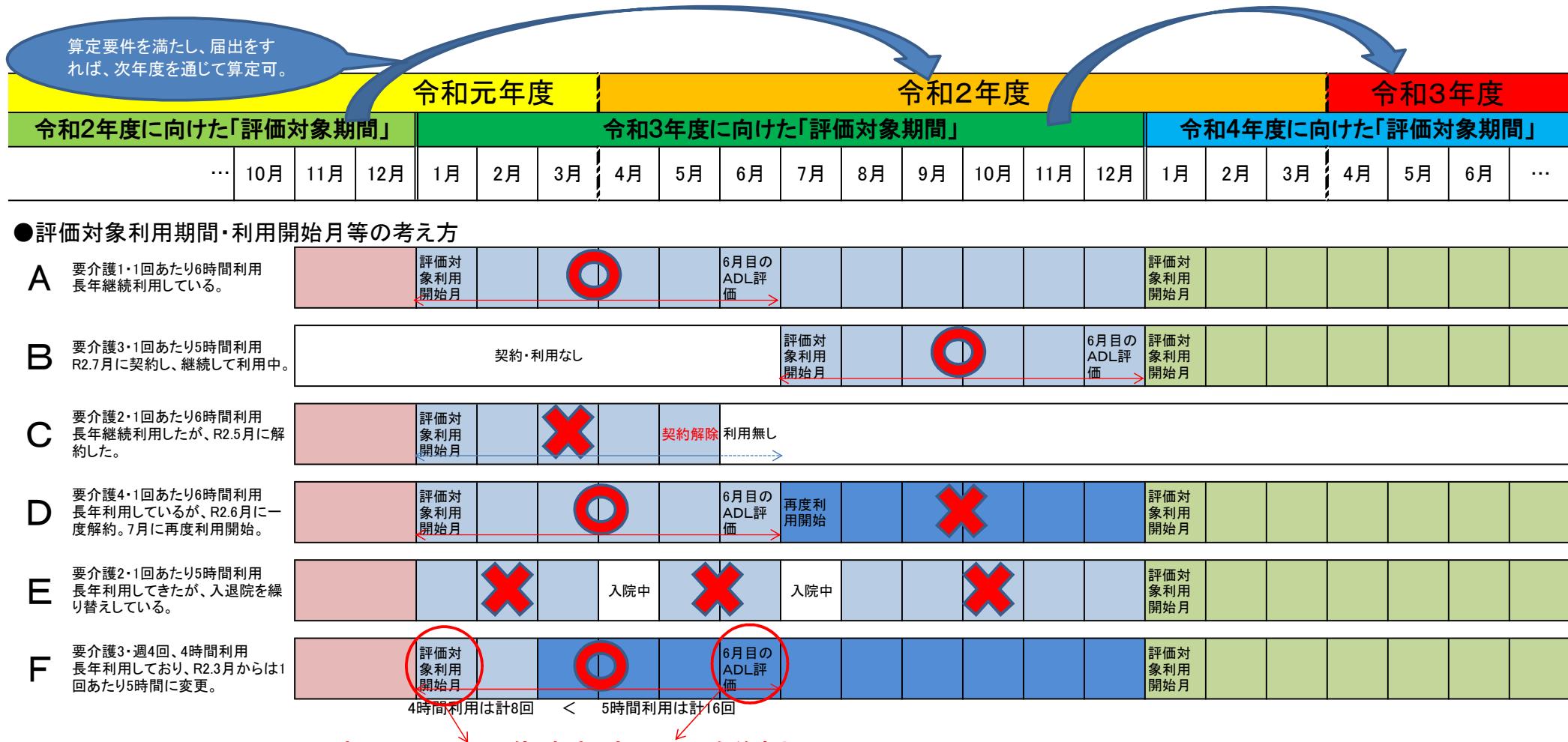
注2：複数ある場合には最初の月が最も早いもの。

注3：評価対象利用期間中、5時間以上の通所介護費の算定回数が5時間未満の通所介護費の算定回数を上回るものに限る。

注4：評価対象利用開始月から起算して六月目の月に測定したA D L 値から評価対象利用開始月に測定したA D L 値を控除して得た値。

注5：端数切り上げ。

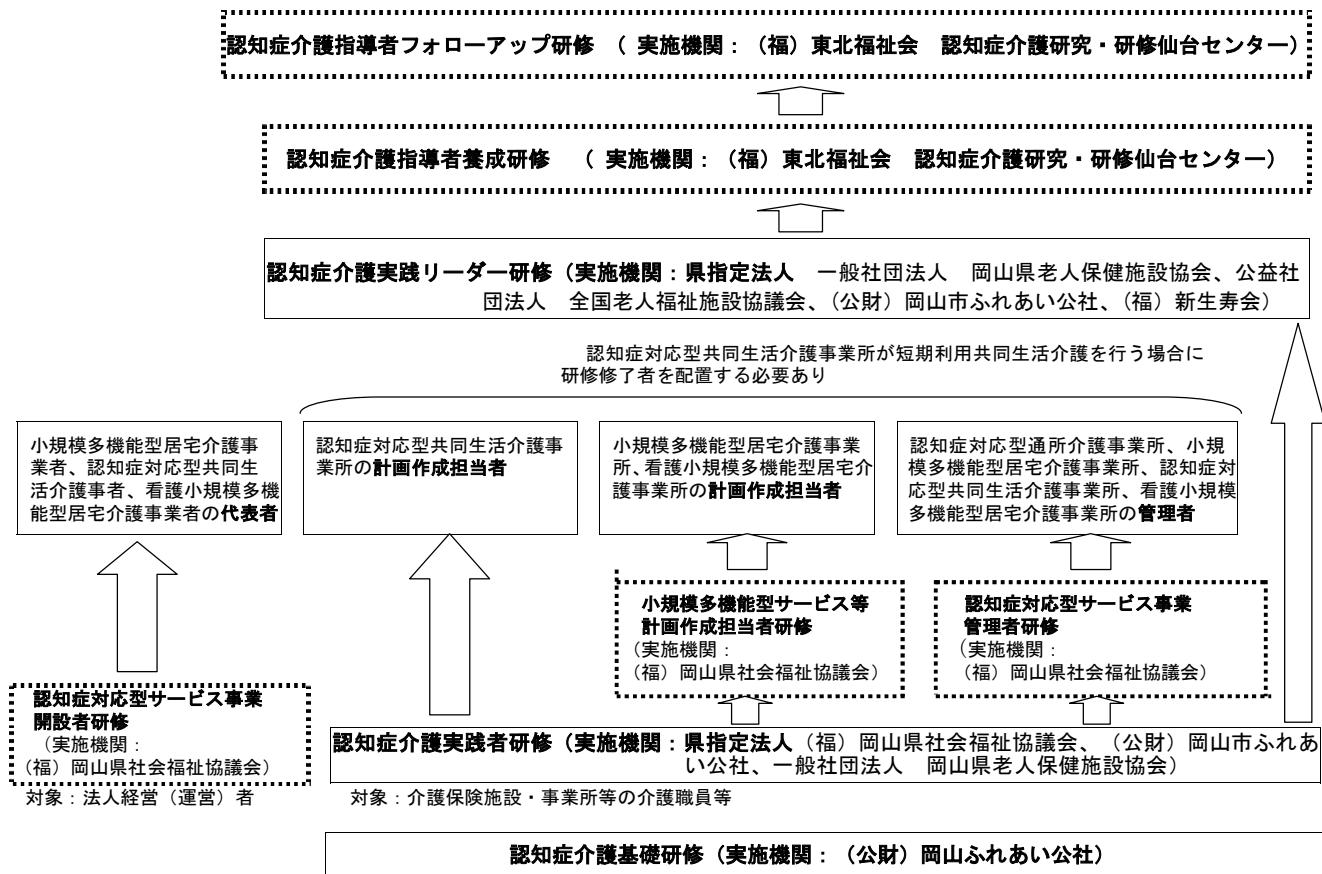
ADL維持等加算 参考資料



(言葉の意味)

- 「評価対象期間」
 - … ADL維持等加算を算定期する年度の初日の属する年の前年の1月から12までの期間
 - … 評価対象期間の中で、各利用者が通所介護等を月に1回でも、連続で6月間以上利用した期間のうち、最初の月が最も早い6月間
 - … 評価対象利用期間の初月(複数の評価対象利用期間の初月がある場合は、その内最も早い月とする)
- 「評価対象利用開始月」
 - … 評価対象利用期間中、5時間以上の通所介護費の算定期回数>5時間未満の通所介護費の算定期回数である要介護者
- 「利用者」

認知症介護研修体系



各研修について

1 認知症介護基礎研修

認知症介護に携わる者が、その業務を遂行する上で基礎的な知識・技術とそれを実践する際の考え方を身につけ、チームアプローチに参画する一員として基礎的なサービス提供を行うことができるようとする。

対象者：介護保険施設・事業所等に従事する介護職員等

標準カリキュラム(案)：講義・演習6時間(360分)

2 認知症介護実践者研修

施設、在宅に関わらず認知症の原因疾患や容態に応じ、本人やその家族の生活の質の向上を図る対応や技術を修得される。

対象者：介護保険施設・事業所等に従事する介護職員等であって、一定の知識、技術及び経験を有する者(原則として身体介護に関する基本的知識・技術を修得している者であって、概ね実務経験2年程度の者)

標準カリキュラム：講義・演習31.5時間(1,890分)、実習(課題設定240分、職場実習4週間、実習のまとめ180分)

3 認知症介護実践リーダー研修

ケアチームにおける指導的立場としてチーム員の知識・技術・態度を指導する能力及びチームリーダーとしてのチームマネジメント能力を修得させる。

対象者：介護保険施設・事業所等に従事する介護職員等であって、一定以上の期間の実務経験を有し、認知症介護実践者研修を修了している者(介護保険施設又は指定居宅サービス事業者及び指定地域密着型サービス事業者等において介護業務に概ね5年以上従事した経験を有している者であり、かつ、ケアチームのリーダー又はリーダーになることが予定される者であって、認知症介護実践者研修を修了し1年以上経過している者)

標準カリキュラム：講義・演習56時間(3,360分)、実習(職場実習4週間(課題設定420分、実習のまとめ420分を含む))

4 認知症介護指導者養成研修

認知症介護基礎・実践研修を企画・立案し、講義、演習、実習を担当することができる能力を身につけるとともに、介護保険施設・事業者等における介護の質の改善について指導することができる者を養成する。

対象者：実践リーダー研修を修了した者(H12通知に規定する専門課程等を修了した者を含む。)。その他要件あり。

標準カリキュラム：講義・演習19.5日間(135時間)、実習(職場実習4週間、他施設実習3.5日(24時間)、実習のまとめ14時間)

氏名 岡山 太郎 様 S12年 12月 31日生 80歳 【要支援 2】 作成者 岡山 花子 職種 機能訓練指導員

長期目標 (期間) 令和 元年 8月 1日～令和 元年 10月 31日	介護予防サービス計画等の目標 (例) 入院前まで一人で行っていた洗濯干しがまた一人で出来るようになる
おおむね三ヶ月で達成可能で介護予防サービス計画等に則した目標を設定 (例) 洗濯物を自分で干して取り込むことが出来る	
達成状況 (評価日) 令和元年 10月 31日	長期目標に対しての評価を記入 繼続の必要性の判断を記入 (例) 達成。カゴを持っての歩行は安定しており、洗濯物を干す動作時にも上肢に痛みなく実施できている。連続動作にも疲労は見られなかった。 本人より、もう少し洗濯物の量を増やして実施したいとの希望もあり、負荷を増やしたプログラムの立案を検討する。
リスク評価 実施者() 実施日(令和元年 7月 27日) 看護職員等の医療従事者によるリスク評価 (例) 血圧の変動に注意。実施前後に毎回測定し B P ○/○を超える時には血圧が下がるまで実施せず静養して頂く。	緊急時対応 (例) ○○医院 (000 - 000 - 0000) へ連絡 △△氏 (長男) へ連絡 本人のニーズ (例) 自分の身の回りのことはできるようになりたい。家族に迷惑はかけたくない。

	1ヶ月目 (8月)	実施回数 8回／月 運動時間 30分／回	2ヶ月目 (9月)	実施回数 8回／月 運動時間 30分／回	3ヶ月目 (10月)	実施回数 8回／月 運動時間 30分／回
短期目標	(例) 洗濯カゴを持って庭まで歩いて行く 長期目標に繋がる短期目標を設定	洗濯物を干したり、取り込んだりすること が出来る			洗濯カゴを持って干す(取り込む)一連の 動作が1人で出来る	
プログラム	(例) 上下肢ストレッチ…5分 カゴを持っての歩行…5m/2往復 など 運動の種類、実施時間、実施形態等を記載			おおむね1月間ごとに、短期目標の達成度と客観的な運動器の機能の状況 を記載する。必要に応じて、運動器機能向上計画の修正を行う。		
評価	(例) 達成。当初はカゴを持っての歩行に やや不安定さが見られたが、回数を重ねる ごとに重心が安定。上下肢の筋力強化も継 続しながら次の目標へ移ることとする。 変形性膝関節症患者機能評価尺度;JKOM (Japanese Knee Osteoarthritis Measure) この質問表は膝の痛み、日常生活の状態、ふだんの生活、健康状態についてお尋ねするものです。					

項目	開始前 令和元年 7月 27日	終了後 令和元年 10月 31日	評価
運動器疾患対策のための評価			
JKOM/JLEQ/転倒	点数: 点／ 点／ 点	点数: 点／ 点／ 点	
(例) 握力	転倒不安全感尺度 いくつかの日常生活の動作について、いくつかの質問をしてそれぞれの動作で、どれくらい転倒の不安があるのか調べるものです。		体力測定 (例) 向上、○
椅子立ち上がりテスト	腰痛症患者機能評価質問表:JLEQ (Japan Low Back Pain Evaluation Questionnaire) 腰痛の痛み、日常生活の状態、ふだんの生活、健康状態についてお尋ねするものです。		低下、× など
開眼片足立ち			
5m通常歩行時間	Timed Up & Go Test(TUG)は開眼片脚起立時間とともに運動器不安定症(MADS)の指標 測定方法:Mathiusにより発表された原法は肘掛のついた椅子にゆったりと腰かけた状態から立ち上がり、3mを心地よい早さで歩き、折り返してから再び深く着座するまでの様子を観察するものである。		
TUG			
主観的健康観(本人評価):(そうでもない)1<2<3<4<5(良い)			
運動は好きですか	1 < 2 < 3 < 4 < 5	1 < 2 < 3 < 4 < 5	
体調はいいですか	1 < 2 < 3 < 4 < 5	1 < 2 < 3 < 4 < 5	

説明日 令和 元年 8月 1日

計画説明者 岡山花子 (機能訓練指導員)

計画同意サイン (本人)

(家族)

管理者	看護	介護	機能訓練	相談員
多職種共同で作成				

利用開始時及び事後に運動器の機能の状況を把握する。
事後アセスメントの結果を介護予防支援事業者等に報告すること。

事業所評価加算に関する事務処理手順及び様式例について（抄）（平成18年9月11日老振発0911001老老発0911001老健局振興・老人保健課長連名通知）

傍線の部分は改正部分

新	旧
<p><u>介護予防訪問リハビリテーション及び介護予防通所リハビリテーションにおける事業所評価加算の算定については、「指定介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準」（平成十八年厚生労働省告示第百二十七号）、「厚生労働大臣が定める利用者等」（平成二十四年厚生労働省告示第九十五号）、「厚生労働大臣が定める基準」（平成二十四年厚生労働省告示第九十六号）及び「指定介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について」（平成十八年三月十七日付老計発第〇三一七〇〇一号・老振発第〇三一七〇〇一号通知）によるほか、各都道府県（又は指定都市若しくは中核市。以下「都道府県等」という。）及び各都道府県の国民健康保険団体連合会（以下「国保連合会」という。）における事業所評価加算の算定の可否に係る事務処理手順及び様式例は、この通知のとおりとするので、御了知の上、管下市町村、関係団体、関係機関にその周知をお願いする。</u></p> <p style="text-align: center;">記</p> <p><u>1 介護予防訪問リハビリテーション</u></p> <p>(1) 事業所評価加算の概要</p> <p>事業所評価加算は、リハビリテーションマネジメント加算を算定する指定介護予防訪問リハビリテーション事業所について、効果的なサービスの提供を評価する観点から、評価対象となる期間（各年一月一日から十二月三十一日までの期間をいう。）において、利用者の要支援状態の維持・改善の割合が一定以上となった場合に、当該評価対象期間の翌年度における介護予防訪問リハビリテーションの提供につき加算を行ふものである。</p> <p>(2) 事業所評価加算の対象事業所の決定に係る事務処理の流れ</p> <p>事業所評価加算の対象事業所の決定については、「事業所評価加算の対象事業所の決定に関する事務フロー（概要）（別紙1）」で示すとおり、指定介護予防訪問リハビリテーション事業所による事業所評価加算（申出）の届出を踏まえ、各都道府県の国保連合会、地域包括支援センター（介護予防支援事業所）及び各都道府県等において事務処理を行う。</p> <p>(3) 事業所による事業所評価加算（申出）の届出</p> <p>リハビリテーションマネジメント加算の届出を行い、指定介護予防訪問リハビリテーション事業所において、翌年度から事業所評価加算の算定を希望する場合には、各事業所が各年十月十五日までに各都道府県等へ「介護給付費算定に係る体制等状況一覧表」にて「事業所評価加算（申出）」の届出を行う必要がある（届出を行った翌年度以降に再度算定を希望する場合にその旨の届出は不要であり、届出を行った翌年度以降に算定を希望しなくなった場合にはその旨の届出が必要となる。）。</p> <p>各都道府県等は、各年十月十五日までに受理した事業所評価加算（申出）の届出を各年十一月処理分の事業所異動連絡票情報として国保連合会へ送付する。</p> <p>(4) 国保連合会における事務処理</p> <p>(1) 評価対象事業所の抽出</p>	<p><u>介護予防通所介護及び介護予防通所リハビリテーション（以下「介護予防通所サービス」という。）における事業所評価加算の算定については、「指定介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準」（平成十八年厚生労働省告示第百二十七号）、「厚生労働大臣が定める利用者等」（平成二十四年厚生労働省告示第九十五号）、「厚生労働大臣が定める基準」（平成二十四年厚生労働省告示第九十六号）及び「指定介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について」（平成十八年三月十七日付老計発第〇三一七〇〇一号・老振発第〇三一七〇〇一号通知）によるほか、各都道府県（又は指定都市若しくは中核市。以下「都道府県等」という。）及び各都道府県の国民健康保険団体連合会（以下「国保連合会」という。）における事業所評価加算の算定の可否に係る事務処理手順及び様式例は、この通知のとおりとするので、御了知の上、管下市町村、関係団体、関係機関にその周知をお願いする。</u></p> <p style="text-align: center;">記</p> <p><u>(新設)</u></p>

1

事業所評価加算に関する事務処理手順及び様式例について（抄）（平成18年9月11日老振発0911001老老発0911001老健局振興・老人保健課長連名通知）

傍線の部分は改正部分

新	旧
<p><u>以下の要件のいずれにも該当する事業所を抽出する。</u></p> <p>① 各年十月十五日までの届出分の事業所台帳にて、「事業所評価加算（申出）の有無」が「2：あり」であること。</p> <p>② 事業所台帳にて、「リハビリテーションマネジメント加算の有無」を「2：あり」として届出を行っていること。</p> <p>② 評価対象受給者の抽出</p> <p>受給者台帳及び①の評価対象事業所の給付実績（当該事業者から国保連合会へ請求された現物給付分に限る。）より、以下の要件のいずれにも該当する受給者を抽出する。</p> <p>① ①の評価対象事業所にて、リハビリテーションマネジメント加算を継続して三月以上算定していること。</p> <p>② 前算定より後の月に要支援認定の更新又は変更の認定を受けた者</p> <p>なお、②の更新・変更認定については、当該認定が各年十月末日までにされた場合、当年十二月末までに評価対象受給者であるか否かが確定することから、翌年度の事業所評価加算に係る評価対象受給者となるが、当該認定が十一月以降の場合には、翌々年度の加算に係る評価対象受給者となる。</p> <p>*「事業所評価加算に係る評価対象受給者及び評価対象期間の考え方（国保連合会における事務処理）（別紙2）」を参照。</p> <p>③ サービス提供終了確認情報の授受</p> <p>① ②の評価対象受給者のうち、要支援状態区分に変更がなかった者について、「サービス提供終了確認情報登録対象者一覧表」（別紙3）を作成し、各年十一月中旬に地域包括支援センター（介護予防支援事業所）宛に送付する。</p> <p>② 地域包括支援センター（介護予防支援事業所）から送付される「サービス提供終了確認情報」（別紙4）を各年十二月十日までに収受する。</p> <p>④ 評価基準値の算定</p> <p>事業所評価加算の対象事業所については、次の①及び②の算定式に適合している必要があります。</p> <p>①の評価対象事業所について、事業所番号ごとに評価基準値を算定する</p> <p>なお、評価対象受給者について、事業所の所在地が他都道府県であるものについては、所在地である都道府県の国保連合会と当該情報の交換を行った上で、評価基準値を算定する。</p> <p>① リハビリテーションマネジメント加算の算定割合の算出</p> <p>評価対象期間内にリハビリテーションマネジメント加算を算定した者の数 ≥ 0.6</p> <p>評価対象期間内に介護予防訪問リハビリテーションを利用した者の数</p> <p>② 評価基準値の算出</p> <p>要支援状態区分の維持者数（A）+改善者数（B）×2 ≥ 0.7</p> <p>評価対象期間内にリハビリテーションマネジメント加算を3月以上算定し、その後に更新・変更認定を受けた者の数（C）</p>	

2